



中国特許法は12年ぶりに改正された。10月17日に公表された改正後の中国特許法は2021年6月1日より施行される。以下に幾つかの重要な改正を紹介する。(発信元:全国人民代表大会)

○意匠において

部分意匠制度が導入され(第2条)、国内優先権主張が認められ(中国意匠出願に限って出願日から6か月以内)(第29条)、存続期間は現在の中国出願日より起算する10年から15年に延長される(第42条)。

○職務発明において

会社等の権利者は、「実施及び運用を促進するように、特許出願権及び特許権を法に従って取り扱うことができる」という規定(第2条)と、国は、会社等の権利者が「株主権や株式オプション、分配金等の方式で創新収益を発明者又は創作者に合理的に享有させるように、財産権による激励策を実行する」ことを励ますという規定(第15条)が追加される。

○オープン型特許ライセンス制度の設立(第50～52条)

権利者は中国知財局に書面で、任意の他人が対価を支払うと特許を実施することを認めるという声明(オープン型ライセンス声明)を出した場合、他人は書面で権利者に通知すると共に対価を支払うとライセンスを取得するという規定が追加される。なお、オープン型ライセンス期間中、特許年金は軽減・免除される。

○特許期間補償制度の導入(第42条)

出願日から4年、且つ、審査請求日から3年も超えた後に特許権が付与された特許、及び、新薬に係る特許において、権利者が存続期間の延長を請求することができるという規定が追加される。

○特許侵害の罰金額の明確化及び法定賠償金の増額(第71条)

酷い権利侵害をした者に対し通常の1～5倍の賠償金を課することができる規定が追加される。法定賠償金は、現在の「1万人民元以上100万人民元以下」から、「10万人民元以上500万人民元以下」とアップされる。

訴訟案件 竜舟特許無効審判事件



中国個人L氏が所有する、「全体上内外層からなる二層壁の舟体に支持式架橋基板を内蔵した竜舟」という第ZL200910011237.9号中国特許に対する無効審判事件である。

本特許は、2009年4月20日出願、2010年12月8日に登録公告されたものである。

2016年5月16日に、中国企業P社が、5件の中国特許及び実用新案公告を証拠として、進歩性や明確性が無い等を理由に、全部請求項1～8において無効審判請求を中国知財局専利復審委員会(審判委)に提出した。

2016年6月30日に、L氏が請求項補正案(新請求項1～7)を提出した。

審判委は、合議体を形成して2016年8月23日に口頭審理を行った。なお、口頭審理の際にP社が、証拠6として国際竜舟連合会からの文書等を提出したが、審判委は、証拠提出期限が過ぎたとして、それを認めなかった。2016年11月1日に、新請求項1～7に基づく本件特許を維持し無効審判請求を棄却する旨の審決(30473号)を下した。

2017年9月20日に、P社が、再度、新規証拠を以て、進歩性が無いことを理由に、前記新請求項1～7において無効審判請求を中国知財局専利復審委員会(審判委)に提出した。

そして、審判委は、新たに合議体を形成して2018年1月29日に口頭審理を行ったうえで、2018年4月26日に、新請求項1～7に基づく本件特許を維持し無効審判請求を棄却する旨の審決(35772号)を下した。

二回目の無効審判における争点は、新証拠4～7の有効性にある。新証拠4は外国刊行物の「竜舟世界国際」のコピー及びその中国語翻訳、新証拠5は外国刊行物の「竜舟世界」のコピー及びその中国語翻訳、証拠6及び7は、「本特許出願日の前に該当技術に係る図面やマニュアルは既にある外国企業内に存在している」という国際竜舟連合会名誉主席の証言である。新証拠4及び5は、公衆ルートから入手可能であることを証明するものがないとされ、その使用を認められなかった。一方、新証拠6及び7においては、審判委は、該証言の真偽を把握することができず、そして、該当図面やマニュアルを本特許の従来技術とすることができるか否かも判断することができないとして、新証拠6及び7の使用を認めなかった。(参考:第30473号及び第35772号審判決定書等)

豆知識 特許無効審判段階における外国証拠の取り扱い



中国では、中国以外の地域で形成された証拠は、該当地域の国の公証機関による証明、及び、該国に駐在の中国大使館による認証、または、中国と該国の間で締結した条約に基づく証明を必要とされる。(法準拠:中国特許審査基準第四部分第八章の2.2.2等)